

## 仕様書

### 1 業務委託名

令和8年度広島県海ごみ清掃活動等推進業務

### 2 実施期間

契約締結の日～令和9年2月26日

### 3 業務の経緯、課題及び目的

#### (1) 経緯

本県は、2050年までに瀬戸内海に新たに流出するプラスチックごみゼロを目指すため、令和3年6月に「2050輝くGREEN SEA 瀬戸内ひろしま宣言」を行うとともに、目指す姿の実現に向けて、官民連携プラットフォーム「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム（以下、「GSHIP」という。）」を設立し、参画会員等と連携・協働しながら、プラスチックごみの清掃・回収と情報の収集、発信及び共有に取り組んでいるところである。

#### (2) 課題

ア これまで、GSHIP参画会員の意見等も踏まえ、休日だけでなく平日の開催や多くの人が集まりやすい海岸での実施、年に複数回の実施、他のイベントと連携した合同実施など創意工夫しながら清掃活動を企画・実施してきたところであるが、参加者が固定化する傾向にあるため、新たな参加者の獲得、とりわけ、若い世代が参加したくなるような仕掛けが必要である。

イ また、情報発信のためのイベントも開催しているが、海洋ごみ問題を学ぶ場となるイベントや学習会と、実際に行動する場である清掃活動を連動させた形で実施できておらず、イベント等で問題意識が高まった人が行動に移すきっかけづくりに課題が生じている。

ウ 加えて、瀬戸内海の生物観察や海岸清掃などの環境保全活動を行う地元団体を「せとうち海援隊」として認定し、活動支援を行っているが、団体の運営人員には限りがあり、参加メンバーの減少や団体自体の解散などが生じているため、本業務との連携により、参加メンバーの増加などに繋げていく必要がある。

#### (3) 目的

ア 本業務は、本県における効果的な海ごみ流出防止対策を推進していくため、清掃活動やイベント等、GSHIP参画会員や県民等が一堂に参加できる場を提供する。

イ また、海ごみについて「じぶんごと」として継続的に考えることを習慣化していくため、次世代を担う若者（小学生から大学生）に対し、考える機会となるようなイベント（学習会）を開催する。

ウ これらの取組を令和9年度以降も継続して実施できるよう、また県のほかに市町や地元団体も実施主体となって取り組めるよう、取組内容の骨格や手法をとりまとめる。

### 4 業務目標

(1) 清掃活動の参加人数：100人以上

(2) 海ごみ問題への取組を継続していく意欲を持った人の割合：80%以上

## 5 業務内容

以下の仕様に基づき本事業に係る業務を行うこと

### (1) 清掃活動の実施

次の項目を考慮した上で、清掃活動の企画、準備及び運営を行うこと。

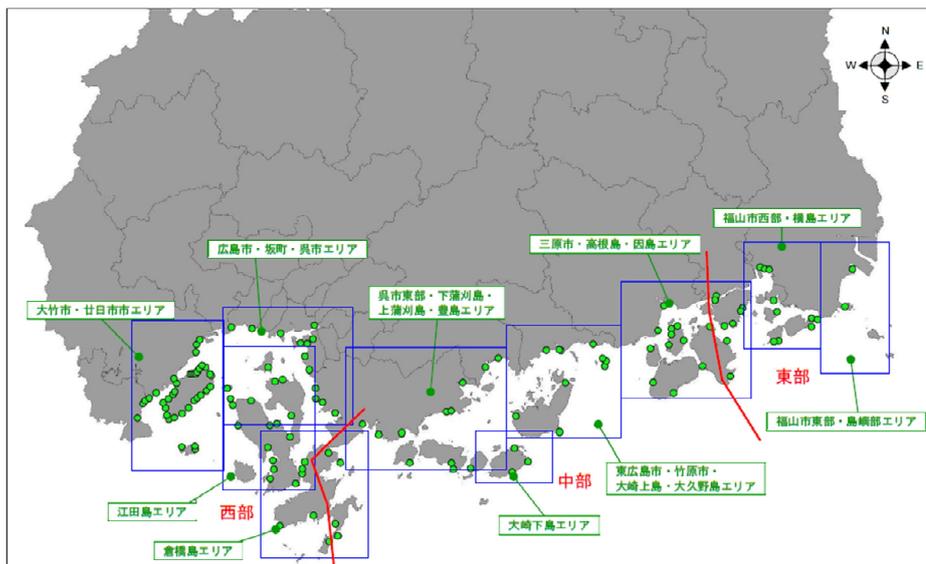
- ア 清掃場所は、本県の海岸漂着物調査の結果を踏まえ、県西部から1地点、県中部又は東部から1地点を候補として提案すること。なお、詳細な清掃地点は、県と協議の上、決定する。
- イ 実施回数は、2回以上とし、参加者数は合計で100名以上を確保できる企画とすること。
- ウ 県内では、せとうち海援隊が一般参加型の清掃活動を行っている外、地域の公衆衛生団体や企業等も清掃活動を企画・実施しているため、こうした地域の清掃活動と本業務を掛け合わせて行うことも視野に入れて企画すること。ただし、既存の清掃活動との連携は、県と協議の上、最終決定する。
- エ 秋の海ごみゼロキャンペーン及び環境月間等に併せて、環境省と瀬戸内地域で「瀬戸内海流域一斉清掃（9月～11月）」キャンペーンが展開されるため、少なくとも1回は当該キャンペーン等の一環として開催できるよう、開催時期を調整すること。
- オ 参加者とりわけ次世代（小学生～大学生）が参加しやすいよう、移動手段や開催場所、内容等を工夫すること。
- カ 熱中症特約を含む傷害保険及び賠償保険へ加入すること。
- キ 清掃活動後の交流会や環境学習等を企画、実施すること。
- ク 必要に応じて、海ごみ流出防止啓発のためのグッズを作成し、配布すること。

#### ※海岸漂着物実態調査エリア

西部：大竹市、廿日市市、広島市、坂町、江田島市、呉市（一部）

中部：呉市（一部）、東広島市、大崎上島町、竹原市、三原市、尾道市（一部）

東部：尾道市（一部）、福山市



## (2) 学習会の開催

次の項目を踏まえて、海ごみ問題を「じぶんごと」として考える機会（学習会）を企画・開催すること。

ア (1)の清掃活動を実体験の場として連動させることとし、2回以上開催すること。ただし、開催日は、清掃活動と別日程でも良い。

イ 対象者は、次世代を担う若者（小学生から大学生まで）を中心とし、若者全体、或いは年代や学年を限定する等、学習会の内容や手法に合わせて対象者を設定して提案すること。

<例>

①小学4年生を対象としたペットボトルの3分別学習と分別箱の制作

②小中学生を対象としたマイクロプラスチックの採取と観察会

③大学と連携した海ごみに関する市民調査（専門の科学者ではない一般市民がデータ収集等に参加する科学活動 等）

ウ 参加者の募集は、効果的な広報や個別訪問を行う等、提案者が主体となって参加者を広く募ることとし、参加者を20名以上を確保できる具体的な募集手法を提案すること。

エ 学習の題材は「海洋プラスチックごみ」とするが、海に纏わる内容を複合的に盛り込んだ内容にするなど、多くの人の興味・関心を惹くものになるよう工夫すること。

オ GSHIP 参画会員の有する技術や活動実績を共有するパートを盛り込み、企業や団体等と若者の交流がうまれる仕掛けを入れること。

カ なお、具体的な共有内容については、提案時には相手方との合意形成までは不要とするが、令和8年5月頃に開催予定のGSHIP会議等を通じて、参画会員と直接対話しながら、確定させること。

## (3) 意識調査

ア 上述の清掃活動または学習会の参加者に対して、業務目標「海ごみ問題への取組を継続していく意欲を持った人の割合」の達成状況を、意識調査により把握すること。

イ 調査内容には、以下の項目を盛り込むこととし、具体的な設問を提案すること。

<必須項目>

①対象者の属性（居住地（市町）、年代）

②海洋プラスチックごみ問題へのもともとの関心度（これまでの活動経験、日常的に触れる頻度、海岸ごみに対する体感 等）

③清掃活動等に参加した後の意識の変化

## 6 とりまとめ及び成果品等

(1) 5の業務内容について、実施した内容及び結果をとりまとめて報告すること。

(2) 本業務で得られた知見や課題を、来年度以降の取組に活かすため、次の点を書面に整理して提出すること。

ア 清掃活動については、実施結果や課題を踏まえ、多くの県民の参加が得られるように、実施内容や募集方法の工夫及び期待される効果等を取りまとめること。

イ 学習会については、新たな試みであるため、令和9年度以降も継続して実施できるよう、また県のほかに市町や地元団体も実施主体となって取り組めるよう、題材や学習内容、開催手法

などを具体的にまとめた手順書を作成するとともに、生じた課題への解決策も整理すること。

区分	納入期限	仕様	部数
最終報告書	令和9年2月26日	・A4版、カラー両面刷 ・電子ファイル（Microsoft社Word、Excel 又はPowerPoint形式）	1

納入場所：広島県環境県民局環境保全課

## 6 その他

- (1) 本業務で得た全ての成果品については、広島県に帰属するものとし、広島県の許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。
- (2) 業務内容実施が困難と認められる場合の対応については、広島県と協議し決定するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項等で疑義が生じた場合は、広島県と協議し決定するものとする。